

コラム 57— 「南京大虐殺」 30 万人の嘘

「南京大虐殺」 30 万人が嘘であるという根拠は次の 8 項目です。

- 1 陥落時の南京の人口は約 20 万人である。南京の警察長官王氏が陥落直前の人口を 20 万人と述べ、国際委員会（外国人 15 名で編成された自治組織）もその数字を踏襲している。
- 2 南京の人口は陥落後、増加した。陥落 1 ヶ月後、南京市外に避難していた南京市民は続々と市内に戻り、南京の人口は 24 万 3 千人余りから 26 万 5 千人余りに増えている。（虐殺があれば人は集まらない）
- 3 紅卍会などの遺体埋葬数は、作業代ほしさに水増し報告している。亜細亜大学の東中野教授は実際の埋葬数を 1 万 4 千人と推定、そのほとんどが戦死した中国兵や処刑された便衣兵だとしている。
- 4 当時、陥落とほぼ同時に約 300 名の日本の報道関係者がいたが、誰も虐殺現場や大量の遺体を見ておらず、報告もなされていない。
- 5 南京陥落時、便衣兵となった中国兵を掃討したあと、南京の治安は急速に回復し、国際委員会から日本軍に感謝の書状が贈られている。
- 6 南京陥落後、蒋介石は記者団に対して 300 回以上の記者会見をやっているが、一度も虐殺について言及していない。
- 7 南京陥落後、昭和 13 年 1 月に国際連盟理事会に対して、中国代表が日本軍が 2 万人の民間人を虐殺したと提訴したが、認められなかった。
- 8 「南京大虐殺」は東京裁判で、初めて問題にされ、しかも伝聞により捏造された。

逆に嘘を振りまいた元凶となった本があります。この南京大虐殺の証拠とされてきた本の著者は、オーストラリア国籍で英紙マンチェスター・ガーディアンの特派員ティンパリーという人物であり、国民党政府に金で雇われたエージェントでありました。

彼は、南京に行っていないにもかかわらず、南京での残虐行為を「戦争とは何か—中国における日本軍の暴虐」という本にまとめ、南京陥落翌年の 1938 年 7 月に、ニューヨークとロンドンで出版したのです。

亜細亜大学の東中野教授はその中味が、中国国民党の宣伝工作を記録した「対敵宣伝科工作活動概況」という項目に書かれたものであることを、台湾で突き止めました。さらに、東中野教授は、南京大虐殺の証拠写真として世上に流布されている 143 枚の写真が「証拠として通用するものが 1 枚もなかった」という画期的な検証成果を得ています。

南京戦に参加した兵士喜多留治（2009 年現在 89 歳・南京攻略戦当時、第 9 師団歩兵第 7 連隊（金沢）所属）が、南京陥落後の難民区「安全地帯」の状況を次のように述べています。

「難民区の掃討は12月14, 15, 16日の3日間です。掃討にあたり、厳重な7項目の命令がありました。

- 1 番目は外国権益への留意
- 2 番目は住民に対する配慮
- 3 番目は失火放火の厳重注意
- 4 番目は将校指揮の部隊以外は認めない
- 5 番目は無用の部隊の進入禁止
- 6 番目は掃討を終えて帰隊する時間の厳守
- 7 番目は捕虜を1箇所に集めその食糧を師団に請求せよ

という命令でした。ですから、日本兵による略奪はあり得ません。敗残兵の摘発については、家屋に踏み込むと、敗残兵はドイツ製の機関銃とか日本兵が持っていないような武器を隠し持っていました。彼らの態度は頑強で、日焼けしていたので軍人と見分けることができました。中国軍の将校が便衣の被服をまとい難民区にもぐり込んでいるから注意せよという命令も有りました。」

これについて、元東京大学教授の藤岡信勝氏は「難民区の中国兵は武器を隠匿して捕虜になることを拒否した。つまり民間の服装に着替えて潜んでいたのですから、捕虜ではなく敗残兵であり、国際法の保護を受ける資格のない不法戦闘員といえる。彼らは摘発され処分されましたが、これは戦時国際法上、正当な処分といえる。」と述べています。

青山学院大学名誉教授 佐藤和男氏は、南京事件と戦時国際法について、次のように述べています。

「捕虜の取り扱いに関する法規・ハーグ規則による交戦者の資格は、

- 1 部下のために責任を負う者其の頭にあること
- 2 遠方より認識し得べき固著の特殊び章（軍服）を有すること
- 3 公然と兵器を携帯すること
- 4 其の動作に付き戦争の法規慣例を遵守すること

の4条件を具備する場合であり、これ等の者が、交戦者としての正当な資格を有しており、国際法が認める捕虜としての待遇を享受しうると定められている。

そして、戦争犯罪を構成する行為としては、

- 1 軍隊構成員による一般的交戦法規の違反行為。
- 2 軍隊構成員でない個人の武力による敵対行為。
- 3 間諜（スパイ）と戦時反逆。
- 4 剽盗（戦場をうろついて軍隊につきまとい、略奪、窃盗、負傷者の虐待・殺害、死者の所持品の略奪などをすること）。

の4種類に大別される。」

上記を踏まえた上での、日本軍による南京戦における中国兵への対応についても、次のように述べています。

- ①「安全区に遁入・潜伏して便衣（民間人の平服）に変装した中国兵の摘出・処断については、投降して捕虜になることもできたのに、それをしなかったのであり、残敵掃討が諸国の軍隊にとってむしろ普通の行動であることを考えると、敗残兵と確認される限り、便衣の潜伏中国兵への攻撃は合法と考えられる。安全区の存在と其の特性を考慮に入れるならば、出入りを禁止されている区域である安全区に逃げ込むことは、軍律審判の対象たるに値する戦争犯罪行為（敵対有害行為）を構成すると認められ、安全区内での摘発は現行犯の逮捕に等しく、彼らに正当な捕虜の資格がないことは既に歴然としている。兵民分離が厳正に行われた末に、変装した中国兵と確認されれば、死刑に処せられても止むを得ず、違法な虐殺行為ではない。」
- ②「戦闘中に集団で捕らえられた敵兵の処断については、捕らえながらも釈放された中国兵が多数いたことを見れば、日本軍の側に捕らえた敵兵を、組織的に絶滅させる計画的な意図がなかったことは、明白である。」